

【林構成員意見】 5月9日提出

民間団体への援助に関する検討会
中間とりまとめたたたき台に関する修文について

平成 19 年 5 月 9 日

構成員 林良平

以下 2 点の修文を願います。

- 1), 2 頁目 1 民間団体による活動の意義の 9 行目より以下
2), 4 頁目 (注) の部分

1)

民間団体による支援活動は、国及び地方公共団体の行政部門による被害者支援が緒につ
いて間もない現段階においては、

- ・ 関係機関との横断的連携
 - ・ 個々の犯罪被害者等が抱える事情に即した、より柔軟でかつ迅速な支援
 - ・ 公的機関による支援が終了した後の継続的な支援
- といった点で期待されており、その意義は大きいと考えられる。

(修文理由) 基本法において、国には第 4 条による責務、地方公共団体には第 5 条による責務があるとされた。上記の通り、国及び地方公共団体の行政部門の支援の取り組みは緒に就いた段階であり、「公的機関が対応できない部分」は不明の段階。同様の理由で、「公的機関による支援と比べても」の表現も、比較できる段階に至っていない。

2)

(注) 犯罪被害者等早期援助団体は、「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」(昭和 55 年法律第 36 号) の平成 13 年の改正により創設されたもので、犯罪被害者等の早期の軽減に資する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものとして、都道府県公安委員会の指定を受けた非営利法人である。なお、ここでいう早期の意味は

ア) 「早期段階のみ」のことであり、犯罪被害者等早期援助団体の役割は早期だけで終了する。

イ) 「早期段階から」のことであり、犯罪被害者等早期援助団体は中長期の被害の軽減をも担う。

(修文理由) 平成 13 年の法改正に言及しないと、昭和 55 年から早期援助団体が存在していたとの誤った認識を国民に与えるおそれがある。また、「早期」の意味については、法第 23 条の条文は、早期援助団体になれば、早期の軽減に資する事業のみを行えばよい、との解釈も可能なため、どちらであるかをここで明確にしておく必要がある。

削除: 関係機関間の連携による途切れない支援を行う上で不可欠であり、

削除: 第一線での調整等公的機関のみでは十分に対応できない部分についてきめ細やかな対応ができる、

削除: 公的機関による支援と比べて、

削除: が行える、

削除: も

削除: に

削除: できる

削除: 大きな意義を有すると考えられる。

削除:

削除: に基づき、

なお、ア、イのいずれの解釈でであっても良いのだが、ア、の意味とする場合は、早期援助団体の役割の終了時期を、例えば、起訴もしくは第一審判決までとする等、明確にする必要がある。

【中島構成員意見】 5月9日提出

「5p（3）全国的傘団体」の部分

将来の可能性等ではなく、現在存在する団体について限定することについて了解した。

よって、現在ここが「全国被害者支援ネットワーク」を指していることを明示してもよいかと思料する。

その理由は、傘団体のイメージが一般の人にわかりにくく、「傘団体」が全国ネットをさしているかどうかは、関係者以外にはわかりにくいと思料されるためである。

具体的には、(注)で、「現在は全国被害者支援ネットワークがその役割を果たしている」などで標記すればよいのではないか。

しかし、他の検討会の中間取りまとめとの整合性の関係から、全国ネットを明示しないことで統一されているならば、あえて明示する必要はないと思料する。

【警察庁意見】 5月10日提出

第3 援助拡充に向けた検討の方向性

1 早期援助団体及びその指定を目指す団体への援助の拡充

早期援助団体及びその指定を目指す団体については、前述のとおり都道府県警察費補助金による財政的援助の仕組みはあるものの、地方公共団体において十分な予算措置がなされていないとの指摘がなされている。その理由の一つとして、犯罪被害者等施策を推進する必要性や民間団体の支援活動の意義について地方公共団体に十分に浸透していないことが考えられる。

そこで、国においては、3で後述するような取組を行うことにより、国からの補助金の活用をはじめとした地方公共団体における財政的援助の充実が図られるよう努めるべきである。

また、早期援助団体の指定を目指す団体については、3で後述する取組を行うほか、**第2 2（2）及び3を踏まえ、現在、都道府県警察費補助金の対象となっていない付添い等のアウトリーチ活動や自助グループ支援等に要する経費を中心に、各地域の民間団体の現状等を踏まえ、国において都道府県警察費補助金の拡充に努めるなど、財政的援助の充実が図られることが望まれる。**

【理由】

第2 2（2）及び3で記述されている内容から、早期援助団体の指定を目指す団体に対し、危機介入を始めとする付添い等のアウトリーチ活動や自助グループ支援に要する経費を中心に財政的援助の充実が図られる必要があることから、その趣旨を明確にする必要があるため。

また、都道府県警察費補助金の対象とされていない民間団体の活動は他にも様々あるところ、早期援助団体の指定を目指す団体に対し、付添い等のアウトリーチ活動や自助グループ支援に要する経費を中心に、財政的援助の充実を図る必要がある理由は、付添い等のアウトリーチ活動や自助グループ支援という活動が特に被害者のニーズが高いからであって、都道府県警察費補助金の対象とされていないことがその理由であるかのような表現は適切でないため。

平成 19 年 5 月 10 日
総務省自治行政局自治政策課

「民間団体への援助に関する検討会」
中間取りまとめたたたき台への意見

標記中間取りまとめたたたき台について、以下のとおり意見を提出します。
なお、十分な回答があるまでは、再意見もありえることを申し添えます。

1 修文案（修文箇所 本文 P3）

Ⅱ 提言（案）（抜粋）

- 第 1 民間団体による活動の意義、民間団体への援助における国・地方公共団体・民間の役割
- 2 民間団体への援助における国・地方公共団体・民間の役割

民間団体が関係機関と連携協力を図りつつ、各地域に根ざした自主的な活動を展開するためには、国、地方公共団体、民間それぞれが、財政的援助も含め、民間団体の活動を援助していくことが重要である。

なかでも、地方公共団体は、基本法により地域の状況に応じた施策を自ら策定・実施する責務を負うとともに、その基本的施策の一つとして、国と同様、民間団体への援助に必要な施策を講ずることとされている（基本法第 5 条、第 22 条）。

個々の民間団体の活動・財政状況や犯罪被害者等のニーズなど地域の実情を身近に把握できるのは地方公共団体であることに鑑みると、地方公共団体において、援助の対象となる団体・事務の範囲や具体的な援助の内容等の詳細を決定することが、効果的な援助を行う上で適当であると考えられる。

国においては、こうした地方公共団体による民間団体の援助の取組が促進されるよう、地方公共団体に対し、要請や啓発、情報提供等を行うとともに、**今後、地方公共団体の取組状況等を踏まえ、国庫補助や地方財政措置等所要の財政上の措置を講ずることを検討すべきであるが適当であると考えられる**。また、こうした地方公共団体を通じた援助のほかに、標準的な研修カリキュラムのモデル案の作成・周知、民間団体の意義・活動一般に関する広報啓発、全国的な被害実態等に関する調査の実施など、全国的な視点から必要とされる援助を重

点的に行うのが適当であると考えられる。

(後略)

2 修正理由

新たな地方財政措置については、国と地方の役割分担を踏まえ、より具体的に、地方公共団体が実施する民間団体への援助の内容等が整理された後に、その必要性を個別に議論すべきであるとする。

また、地方財政措置の必要性を議論する際には、現在の地方公共団体の取組状況や財政需要を明らかにする必要があるとする。

したがって、現段階において国と地方の役割分担や地方公共団体に対する財政需要等が明確になっていないことから、地方財政措置の必要性については、本取りまとめ案の中で結論づけるのではなく、地方公共団体の取組状況等を踏まえ、検討すべきである。